

〈巻頭言〉

保健所機能

岩 永 俊 博

保健所の見直し論は、古くからの話題であるが、これまで、その時々の抽象的な役割論議のなかで、型別分類や補助金制度の見直し、市町村との役割分担の見直しなどはあっても、なんとなく存続してきた。今回の地域保健法では、社会構造の変化とともに、地方分権や行政改革、医療費抑制などの大きな流れのなかで、保健所の存在意義そのものも含めて地域保健のあり方が問われている。つまり、時代の流れのなかで地域保健の枠組みが検討され、それを元に提示された保健所の役割、機能が地域保健法のなかに盛り込まれたのである。ということは、ここで示された機能や役割が、今後実際の地域での保健活動のなかで具体的に果たせないようであれば、保健所の不要論、廃止論議は一層高まることことは当然予想される。

そのような状況のなかで、今回の特集の意味は、今後の地域保健、保健所の方向性を考え、新しい枠組みのなかでどのように動きだそうとしているのかを提示するということである。

まず、公衆衛生という視点からの保健所機能の今後の方針を展望し、また、施行された地域保健法にともなって何が変わるべきなのか、どう変わろうとしているのかということを、いくつかの立場から、変化の方向や模索的な試みを提示してもらった。

特集のなかでも、保健所の機能として、教育、研修、調査研究、広域的企画調整、情報の収集・分析・開示、地域での指令塔的役割などがあげられている。しかもそれは、住民の多様なニーズに対応しうるもの、地域に応じた個性的な取り組みなど、非常に融通性のある対応が求められているようである。

ただ、今回の特集で提示された方向性や取り組みが、実際的なものとなり、継続性を持ち、日常的に当たり前の活動となっていくためには、2、3の課題が残るように思われる。

まずその一つは、保健所の仕組みと職員の意識である。今後の保健所の役割としてあげられた内容を見ると（これらは、本来的に保健所が設立されたときからの機能であったのかもしれないが）、保健所は、教育・研修機関であり、調査・研究機関であり、健康課題に対して速効的に対応するプロジェクト機関でありという、さまざまな機能を合わせ持つ複合的な機関としての機能が求められている。しかし、実際には行政機関である。行政機関の持つ特徴として、前例主義、文書主義、立て割り的な側面があるといわれる。

また、事業予算の目的が細分化され、緊急の事態への大がかりな対応や、急ハンドル的な対応が困難な現状もある。もし、職員の意識もそのような枠組みにとらわれているなら、新たな課題に次々と対応を迫られるような機能を果たすことはとても困難なように思われる。

2番目の課題として、実際に対応すべき事態に気づいた職員は、誰に対して、何をどのように提案すればいいのか、その提案を受けた誰かは、どのような行動をするのかという日常的な訓練ができているのだろうかという危惧である。たとえば、子供の重篤な下痢が続発しているという状況をどのような手順で把握できるのか。その連絡を受けた職員は、誰にどのように報告し、報告を受けた人は、県や国に伺いを立てるのではなく、保健所内の判断で迅速な対応を取る。その迅速な対応とは具体的に何をすることなのか。誰と誰をチームにしたプロジェクトが組まれ、まず何をし、次に何をする、という手順は保健所のなかで明確になっているのかというようなことである。また、ある町から、「自分の町の痴呆老人の問題をなんとかしたいのですが・・・」という相談を受けた職員は、誰に対してどのように報告し、このような場合には、誰と誰をチームにしたプロジェクトが組まれ、まず何をし、次に何をするという手順はいかがであろうか。私自身が保健所を離れてやがて8年になろうとしているが、私が保健所で仕事をしていたときには、食中毒の発生時のフローチャート以外は明確になっていなかったように思うのであるが。

そして3番目は、以上のような視点に立った人員の配置と研修体制が組まれているかということである。基本的な事項についての講義形式の研修も、必要な場合があることはいうまでもない。しかし、保健所が地域において、公衆衛生活動の中心機関としての実効のある役割を果たしていくためには、実践的、行動的な研修が組まれ、その研修の効果の評価は実践のなかで生かされたかというところから行われるべきであろう。

保健所は、ある程度の広さの範囲で、その地域に応じた教育・研修、調査・研究、健康課題に対して速効的に対応するプロジェクト展開ができる機関として捉えれば、非常に効果の上がる活動の期待できる機関である。そのような融通性のある活動を可能にする現実的な枠組み作りと研修体制が必要と考えるが、これらのこととも踏まえながら今回の特集を活用していただければ幸いである。